

令和 4 年 6 月 13 日現在

機関番号：34427

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2021

課題番号：19K01396

研究課題名（和文）多様な解消原因（解除、撤回、無効・取消し）にもとづく原状回復義務の総合的研究

研究課題名（英文）Research for restitutional obligations derived from various contract dissolving grounds

研究代表者

平田 健治（HIRATA, KENJI）

大阪経済法科大学・法学部・教授

研究者番号：70173234

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,300,000円

研究成果の概要（和文）：契約解消に伴う原状回復義務の内容をアメリカ法を素材に検討することにより、アメリカ法における契約清算法理の特色を浮き彫りにすることができた。第一に、アメリカ法では、契約清算に際して、大陸法とは異なり、損害賠償と利得返還の問題が、必ずしも厳格な区別がなされないことである。第二に、債務不履行解除において、清算を求める者（訴訟原告）が債務不履行者であるか否かで、区別して検討する伝統がある。原告が不履行者の場合には、制裁的意味も伴い、清算の請求自体の承認が、給付の種類でも差があるが、排除から承認へと徐々に進展した。第一、第二に共通する背景として、アメリカ法への不当利得法理の漸進的普及が挙げられよう。

研究成果の学術的意義や社会的意義

契約清算法理の研究は、債権法改正で無効取消の場合の原状回復義務が明文化されることで刺激を受けた。日本民法のルーツである大陸法の法理を参照することはもちろんであるが、英米法の法理を参照することも、意味がある。とかく、原理、思想、歴史が異なることで比較参照することが困難であるとされ、遠ざけられがちな、この領域の比較分析の道筋を開いたことに本研究の学術的意義がある。異なる法圏相互においても、機能的比較分析を施すことで、日本法において柔軟な法解釈を施す比較素材を提供することができる。

研究成果の概要（英文）：The peculiarity of the American Law about restitution resulting from contract dissolving is as following: First, damages and unjust enrichment are, in this context, conceptually not always clearly divided; secondly, there is a tradition that depending upon who seeks restitution, that is, whether the plaintiff the party in default is or not, the process is treated differently. Behind these two peculiarities there is a historical fact, namely the slow prevalence of unjust enrichment doctrine in American Law.

研究分野：民法学

キーワード：原状回復 無効取消 解除 不当利得 損害賠償 契約清算

1. 研究開始当初の背景

債権法改正により、121条の2として、無効取消の場合の原状回復義務が明文化され、学説での議論が活発化しつつあった。その論点は、無効取消、解除、クーリングオフなどの解消原因の差が原状回復義務の内容にどのような影響を与えるかであった。比較法的には、多様な立場があり、義務統合の方向と個別化の方向があった。各論としては、双方無責の滅失の場合の価値償還義務の位置づけ、対価を償還義務の上限ととらえる説の位置づけ、民法と消費者契約法の取消権の相違などがあった。

2. 研究の目的

1、で示した諸論点を比較法的見地、とりわけドイツ法の議論から示唆を得ようとするものであった。

3. 研究の方法

ドイツ法に関しては、その後、重要な業績(例えば、中村瑞穂「契約の解除と原状回復の不能」など)が多く輩出したこともあり、申請者としては、なお手つかずの領域である、アメリカ法での清算法理に傾斜することとなった。申請者は必ずしもアメリカ法に習熟しているわけではなかったため、当初の段階では、手探りの状態が続いた。

4. 研究成果

(1) 初年度の成果

まず諸外国の動向を、申請時の研究計画で挙げた文献を中心に、その都度最近のものを補充しつつ、検討した。その成果として、ドイツは、一方では、無効取消しに関する差額説判例が不当利得法を修正してきた現実を維持しつつ、解除法の根本的改正(2002年)により、給付返還の可否を解除の可否に連動させるシステムを放棄し、より柔軟かつ精緻な調整を明文に盛り込んでいること、学説の一部からの批判を受けつつも施行後20年以上経過し、概ね新法の評価は受容され、判例はそのルールの細部の彫塑に腐心していること、統合論の主張も有力であることが明らかとなった。フランスは、2016年改正により、多くの解消原因の効果を(立法過程での紆余曲折を経て)非債弁済の規定に依拠しつつ一元化し、原状回復義務の統合論に与すること、判例は解消原因に即したその条文解釈の分化を進めるであろうが、今のところその全貌は見てこないこと、が明らかとなった。英米法では、まずもって注目すべきなのは、アメリカ回復法第3次リステイトメント(2011)の成立過程と受容動向の把握であるが、アメリカ法の特徴を位置づけるために比較の対象として適宜イギリス法文献をも参照した。その結果、リステイトメントは一見、判例法の展開を反映させた、整合的な内容に見えるのだが、一歩中身に踏み入ると、なお不安定で発展途上な諸論点に囲まれていること、いわゆる債務不履行解除に対応する場合を無効取消の場合と同様なルールに服させるように見えて、実は効果ルールで差異が計られていること、また、給付返還可否と解消の可否の連動ルールの緩和傾向は米英で異なる展開を見せていることなどが明らかとなった。

(2) 二年度の成果

二年目は、英米法、とりわけ2011年に公表された回復法リステイトメント第三次を軸

に、無効取消と債務不履行解除の場合の原状回復義務の現状を日本法の改正動向に参考となるように分析を深めることであった。前掲リステイトメントのリポーターであったカル(Kull)教授の回復法に関する主要4論文の内容を、引用論文著作等も併せて読み進めるうちに、当初は、申請者自身の英米法の知識不足にも災いされて、カル教授の見解が奇矯かつ独善的なものと写ったが、徐々に、先行するリステイトメントや判例学説を周到に検討した結果であると感じ意識されてきた。そこでの中心的話題は、債務不履行解除における原状回復である。無効取消の場合は、契約に当初より存在する瑕疵により原状回復義務は不当利得の返還であるという理解はほぼ異論がない。ところが、債務不履行解除の場合には、訴権の多様性、コモンローとエクイティの救済方法の差など、沿革の錯綜の影響もあり、また、一旦有効な契約の解消に由来するところの、無効取消との差をどの程度強調するかで、見解の相違が大きいからである。かくして、二年度の成果は、アメリカ法における契約清算法理 契約法リステイトメントと回復法リステイトメントの交錯 という表題の論文にまとめ、公表した。契約法リステイトメント一次、回復法リステイトメント一次、契約法リステイトメント二次、回復法リステイトメント三次と続く経過の中で、債務不履行解除の規律がどのように変遷したかを追うものである。そこにおいて、契約関係の清算を不当利得法理との関係でどう位置づけるかのスタンス、それと呼应して、損害賠償における三つの利益(期待利益、信頼利益、原状回復利益)、とりわけ、最後の利益の内容をどう理解するか、契約対価を上限とする法理がどの範囲で働くべきかなどの緒論点が構造化された。

(3) 最終年度の成果

前年度を受けて、さらに、アメリカ法の独自性を析出し、日本法への示唆を見いだそうとした。

まず、アメリカ法の現状をまとめておこう(前稿六、九、十、も参照)。一方当事者が自己債務を全部履行し、不履行相手方のなすべき債務が対価としての一定額の金銭支払である場合には、Restitution(R.)は認められないことに異論はない。契約対価の支払請求ができる以上、それで保護は十分だからである。これ以外の場合に争いがある。例えば、売主が一部履行し、買主の債務不履行後に売主が一部履行の価値についてR.を試みる場合に、対価が上限となるか。判例の多くはこの制約を認めないが、一部の判例は認める。この点で、学説は、先例と同様に、分かれている。全部履行の場合には、上記のように、対価支払のみで、既履行部分の価値の回復は認められないが、一部履行の場合には認められるとすると、結果の差をどう評価するか。その差を正当化できないと考える論者がいる(Dobbs)。一部履行の場合に無制約で、全部履行の場合には対価による制約を認めるとすれば、前者に、より寛大な扱いを認めることになることは正当でないと考えるのである。他方で、全部履行の場合の対価の意味を一部履行の場合に単純に類推できないと考える論者(Palmer)がいる。

債務不履行について、アメリカ法は、伝統的に、双務契約の給付間を交換の擬制的条件(樋口259頁)と構成し、一方の債務不履行により他方の義務の解放を認めてきた。ただそう解すると、ささいな不履行でも、対価請求権を失いかねない、既になした履行の回収もなしえない、という酷な結果を導く。この点については、契約類型が意味を持つてくる。動産売買契約では、完全履行の法理(perfect tender rule)が認められるのに対して、サービス契約、とりわけ請負契約においては、逆に、実質的履行の法理(substantial performance rule)が認められ、上記の弊を修正する試みがなされてきた(樋口245-247頁)。履行の努力に何らの救済がない状態の救済を回避する手段(ファーンズワースは「没収(Forfeiture)を避ける手段」と呼ぶ)として

は、これに加えて、実質的履行法理により得ない場合に、可分性法理、違約当事者のR. が認められてきた。

前者は、契約給付の可分性を認めることで、既履行部分に対応した契約代価割合の回復を認めるものであり、契約法第一次リステイメント 351 条などに対応規定がある(前稿 99-100 頁、102 頁、103 頁)。これは、初期のケースでは、雇用契約における未払賃金の回収に役立ったとされる。この法理による救済は、債務不履行被害当事者にとっては、与えた利益の価値の回復の代わりに、一部履行に対応する契約代価割合を求めるものであり、両内容の大小に依存することとなる。契約対価が給付価値を下回るいわゆる負け契約では、この法理による救済は不利となる。もっとも、この法理は、機械的適用には慎重であるよう警告されている。

後者は、自らの不履行で、契約対価の回収から排除されるような者にも、自らが負担する損害賠償債務を超えるかぎり、相手方に与えた利益の回収を認めるものである(もっとも、契約法第一次リステイメント 357 条 1 項但書、3 項但書、第二次 374 条コメント b 参照)。

アメリカ法の独自性は以下の三点にまとめられる。

具体的には、契約清算において、損害賠償と利得返還の間に必ずしも厳格な区別がないと思われること、債務不履行解除において、債務不履行をした者が原告となるか否かで分けて考える発想が残存していること、(3)契約類型ごとに先例の扱いが異なることが学説にも反映していること、総じて紛争の具体的な局面に即した発想が強いことである。訴訟方式が廃止された後も、その影響が残っている一面といえよう。

上記 については、損害賠償の対象となる利益として、一般に期待利益、信頼利益のほかに原状回復利益(不当利得)なるものが含まれていることに現れている。第3次回復法リステイメント38条が、期待利益の代替的損害として、(a)信頼利益と(b)(不当利得に近い)履行の市場価値をまとめて、履行ベースの損害と呼ぶのも同様である。 については、(i)被告の不履行による原状回復と(ii)不履行当事者への原状回復というように、リステイメントや体系書がこの区別を採った上で、異なる内容の規律や説明を与えている。(i)については、原告の原状回復は原則として、被告の本質的不履行を要件とするが、契約類型によっては要求されていない。すなわち、本質的不履行がなくとも認められる場合、あっても認められない場合がある。(ii)については、全体として、賠償を請求する原告自身が不履行者なので、制裁的意味を込めて、救済は当初は抑制的であった。とりわけ、履行内容が物の引渡しではなく、無形的な利益である労務(サービス)の場合にそうであった。しかし、徐々に不当利得の観念が浸透するにつれ、また立法の後押しで、救済は強化されてきているが、なお契約類型による差は残っている。

最後に、これらの状況を混乱とみて、理論的に整序しようとする学説(Andersen)の試みを検討した。アンダサン(Andersen)の見解である。彼が提唱し、判例の整合的理解にも資するとする(彼は随所で自説の根拠ないし萌芽と見うる先例を引用して、紹介、分析している、それらは伝統に制約されつつも、実質的には自説の主張につながるものを含んでいるとする)利益享受の範囲原則(The Extent-of-Benefit Principle)は、債務者の履行義務全範囲のうちで、どの程度が本来の履行義務の趣旨に即して、一部履行と評価できるかを扱う。可分性があれば、その限りで期待利益と回復利益に振り分けられる。なければ、全体が回復利益による清算となる。日本民法六三四条の可分給付によって注文者が利益を受けるときのみなし完成による一部報酬付与と機能的に対応する。ただ、アメリカ法の文脈では、利益享受の範囲は、契約の定めたりスクと利益の規律の対象となることを意味し、賠償額が当初の契約代価の割合額という形で、契約合意ののちの給付の市場価値変動の影響から切り離される。例えば、給付義務者にとって、

合意後の市場価値上昇は、契約代価による給付を履行コスト上昇により不利とさせる。逆に、合意後の市場価値下落は、給付義務者にとって履行コスト軽減となり、契約代価による履行を有利とさせる。

では、このような方法で利益享受に当たらない部分はどうか扱われるか。これが本来の原状回復利益であり、不当利得の実質を有する。では、この場合には、契約代価は影響を与えないかという点、期待利益が救済の上限というルールから、原状回復利益が負け契約のように期待利益を上回る場合には、救済は期待利益で画される。但し、上回るから期待利益で制限されるという点は、被害者救済の趣旨で、不履行者の立証負担となる(アンダサンのいう確実性法理(The Certainty Principle))。立証できなければ、上回らないと扱われ、被害者は原状回復利益を無制約に請求できることになる。

さらに、アンダサンの損害利益の二分化には重要な背景がある。従来三分法では、原状回復と言いつつも、違約当事者への利益に転換しうるかぎりでのコストや損害のみが原状回復利益として認められ、被害当事者の相対的悪化との差が埋められないと指摘する。そこで、彼のいわゆる回復ないし復元(restoration)利益(以下、「resto.利益」あるいは「復元利益」と称する)には、その差を埋めるための「その他の損害」(Other Loss, restorative damages)の項目、並びに未履行債務からの解放が、加えられるべきとする。

まず注意すべきこととして、復元利益と期待利益を振り分ける基準は、物ないしサービスの供給者と代金や報酬について金銭債務を負う受領者それぞれの履行の程度が問題となるが、あくまで供給者側の履行程度が問題となることが指摘される。金銭債務は常に可分性があり、また復元もコストがかからず可能なものとして、振り分けの基準たり得ないとされる。

以上の枠組が以下の分類において検討されている。最初に、供給者の履行にもとづく受領者の受益の範囲が直ちに決定できる場合として、供給者が全部履行し、受領者が不履行の場合((a))、供給者は履行していないが、受領者が不履行の場合((b))、供給者が履行をしておらず、違約者である場合((c))が区別される。第二に、受益範囲原則の適用が困難な場合が検討される。第一に、供給者の履行が一部である場合、第二に、供給者が違約当事者である場合、挙げられる。第三に、供給者の一部履行と受領者の受益が対応しているが、コスト変動がある場合が検討される。(a)は、受領者が違約者の場合(設例7)、(b)は、供給者が違約者の場合(設例8, 9)である。第四に、供給者の履行について、受領者が対応した受益を享受していないケースが検討される。第五に、不履行原告のためのR.の場合が再検討される(Andersen, 1988, p.1117 et seq.にも計算例がある)。この通称は、アンダサンの立場からは不正確なものと写る。なぜならば、彼の立場からは、両当事者の救済は、双方向的であり、利益享受原則により、期待利益の領分と復元利益の領分が区画されるかぎり、そのそれぞれの領分では、供給者、受領者は同じ種類の救済を受くべきだからである。不履行原告が常に復元利益の救済にとどまるわけではないのである。このような扱いは、実は、リステイトメント(契約法第二次374条コメントb)や先例がなしてきたことであった。

以上の議論は、債権法改正で導入された、一部解除規定や、契約の中途終了の場合の報酬規定の解釈の参考となろう。最終年度の成果については、近く論文を公表の予定である(上記アンダサンの見解の説得性の検討、とりわけ設例の詳細な検討はここでなす予定である)。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 平田健治	4. 巻 85号
2. 論文標題 アメリカ法における契約清算法理 — 契約法リスティメントと回復法リスティメントの交錯 —	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 大阪経済法科大学法学論集	6. 最初と最後の頁 97-137
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------